

ダンピング対策について

ダンピング受注の弊害

ダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりやすい。

低入札価格調査制度の活用

○契約内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる価格で入札があったときは、調査を行った上で、契約相手とするかどうかを判断。
(予算決算及び会計令第85条)

○この調査の基準となる価格について、工事の品質確保の観点から、平成20年4月、平成21年4月、平成23年4月の3度にわたり引上げ
→ 予定価格の70%~90%の範囲内で設定

地方公共団体への要請

国と同等以上の水準となるよう要請。

※都道府県の33団体(70.2%)、
指定都市の10団体(52.6%)が
平成23年の計算式と同水準以上に見直し済み。
(平成23年9月1日現在)

予定価格等の事前公表の取りやめの要請

○予定価格等を事前公表すると、

- ・建設企業の見積努力を損なわせる。
- ・くじ引きによる落札件数が増加する。

→ 偶然による受注が増加することにより、
経営面、技術面で努力するインセンティブ
が低下

○地方公共団体に対し、事前公表を取りやめるよう要請

※予定価格を一部でも事後公表しているのは、
都道府県の29団体(61.7%)、
指定都市の13団体(68.4%)
(平成23年9月1日現在)